

16. 条例・規則等

○富田林市立図書館条例

昭和51年4月17日

条例第17号

(設置)

第1条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富田林市立中央図書館	富田林市本町16番28号
富田林市立金剛図書館	富田林市高辺台二丁目1番2号

(職員)

第2条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第3条 図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、富田林市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱又は任命する。
- 3 協議会の委員の定数は10人以内とする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月をこえない範囲内において別に規則で定める日から施行する。

附 則(昭和58年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に図書館法(昭和25年法律第118号)第15条の規定により本市の図書館協議会委員に任命されている者は、第2条の規定による改正後の富田林市立図書館条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。